

違反者の謝罪が6歳児の行動選択に与える影響 —罰, ゆるし, 介入なしに着目して—

戸田 七鈴

ヒト社会において社会的規範は集団の協力行動を維持・促進するという点で非常に重要な役割を果たす。そのためヒトは社会的規範に敏感であり、規範に従わない相手にはさまざまな方法で介入する。主な規範違反に対する介入行動の一つは違反者を罰することであり、ヒトはその規範維持に対する動機の強さから、自身のコストを払ってでも、自分が直接被害を受けていない規範違反を罰する、いわゆる第三者罰をおこなう(Boyd et al., 2003; Fehr & Gächter, 2002; Marshall & McAuliffe, 2022)。第三者罰は将来の規範違反を抑止し集団の協力レベルを高めるヒト特有の行動と考えられ(Boyd et al., 2010; Gächter et al., 2008; Yamagishi, 1986)、その発達について多くの研究がなされてきた。複数の研究により、自身のコストを払って行う第三者罰行動は4歳頃に見られ始め、5〜6歳ごろに完成すると考えられている(Jordan et al., 2014; Marshall & McAuliffe, 2022; McAuliffe et al., 2017; Yudkin et al., 2020)。

一方で罰以外に規範違反が生じた際に見られる別の介入行動として、ゆるしが挙げられる。ゆるしとは違反者に対する向社会的な変化(Forster et al., 2020)のことである。ゆるしによって対人関係を修復し、集団の協力関係を維持し協力によってもたらされる利益を得ることができる(Denham et al., 2005; McCullough, 2008)。ゆるしの発達については、4歳頃から謝罪の有無(Vaish, Carpenter, et al., 2011)や意図(Nobes et al., 2017)など様々な社会的手がかりを参照して選択的に相手をゆるすようになることが示されている。

集団の協力関係を維持する上で重要な行動である罰とゆるしは、多くの発達研究において独立して研究されてきた。例えば罰の研究においてしばしば用いられている分配課題を用いた実験パラダイム(e.g. Jordan et al., 2014; McAuliffe et al., 2015)では、参加児は違反者が提案する不平等な分配を拒否して違反者に分配される予定であった報酬を取り上げるか、承認して現状を維持するかのどちらか、つまり罰するか罰しないかを選択するものであり、ゆるすという選択は含まれていない。加えて多くの文献において、ゆるしと罰は裏表の関係を持つものとして捉えられている。例えばNobes et al. (2017)や Ohbuchi & Sato (1994)は違反者に対する評価として違反者にどの程度罰を与えるべきかを尋ねているが、この課題において「罰を与えない」と選択した児は違反者をゆるしたと捉えられている(Amir et al., 2021; Mulvey et al., 2022)。このように罰とゆるしはそれぞれ異なる手続きを用いて検討され、罰しないことはすなわちゆるすことであるという表裏一体の関係で捉えられてきた。

しかし、ヒトは道徳違反に対する介入に強く動機づけられている一方で、必ずしも実際に介入するわけではない。その理由の一つは、規範違反に対する介入の多くは時間や手間、経済的な資源の使用や報復の危険性といったコストがかかるからである。発達研究においても、相手を罰する際にコストがかかる場合は、コストがかからない場合に比べて罰を選択する割合が減少することが示されている(McAuliffe et al., 2015)。また違反に対する介入の一種である告げ口(先生や親など権威のある人物に対して違反者の行動を報告すること)は、自身が直接介入する際に生じる手間や報復の危険性といったコストを抑えながら相手に介入するための有効な方法と考えられている(Marshall & McAuliffe, 2022; Misch et al., 2018; Yucel & Vaish, 2018)。

このようにコストを避ける傾向の高さを考えると、これまでの発達研究でなされてきたような「罰しない=ゆるす」という関係性は、規範違反に対する児の行動を適切に捉えられていない可能性がある。罰しないと

いう選択をした児の中には、相手をゆるしたいという積極的な選択をしている場合と、単にコストを回避したいという消極的な選択をしている場合が混在していると考えられるためである。そこで本研究では新規な課題を作成し、違反者に対する反応として、罰を与える以外に違反者をゆるすという選択肢と介入しないという選択肢を与えた時に、子どもがどのような選択を行うかを検討した。介入しないという選択肢を加えることで、これまで表裏一体として扱われてきた罰とゆるしの選択を切りわけ、より生態学的妥当性の高い方法で規範違反に対する介入行動を調べることができる。本研究の仮説として、道德違反に対する罰、介入なし、ゆるしという3つの行動のうち、罰を選択する児の割合は最も低いと考えた。

さらに本研究では罰、ゆるし、介入なしという3つの選択の傾向が謝罪などの社会的手がかりを考慮して変化するかを検討するために、違反者が謝罪を行う条件と謝罪を行わない謝罪なし条件を設定し、両条件において介入の傾向が変化するかどうかを検討した。先行研究と同様に6歳児が謝罪の有無を考慮して介入を行う場合、謝罪がある場合には、謝罪がない場合に比べて、介入はよりゆるしに向けて方向づけられる、つまり罰を選択する割合が低下し、ゆるしを選択する割合が増加すると仮定した。

本研究では認定こども園の年長クラスの6歳児41名を対象とし、違反者が謝罪をしている謝罪あり条件と謝罪をしていない謝罪なし条件の参加者内2条件を設定し、罰・ゆるし選択課題を実施した。罰・ゆるし選択課題は、友人の絵を破るという道德違反をした違反者に対して、違反者の玩具を取り上げる(罰)、違反者が遊びたい玩具を与える(ゆるし)、玩具を取り上げることも与えることもしない(介入なし)の3つの行動のうち、いずれかを選択するというものであった。また、罰を選択する場合のみ、参加児自身が玩具で遊ぶ時間を諦めなければいけないというコストがかかるように設定した。この課題を用い、6歳児が規範違反に対して罰、ゆるし、介入なしをどのように選択するか、また介入行動の選択が違反者の謝罪の有無によって変化するかを検討した。

本研究の結果、まず全体的な傾向として、仮説通り罰、ゆるし、介入なしの3つの行動のうち、6歳児は罰を選択する割合が最も低いことが示された。罰が積極的に選択されなかった理由としては、介入選択において参加児がコスト回避的に振る舞った可能性や、罰よりもゆるしの方がよりふさわしい介入であると判断した可能性が考えられる。また違反者の謝罪がある場合は、謝罪がない場合に比べてゆるしを選択する割合が増加し、介入なしを選択する割合が減少することが示され、仮説が支持された。謝罪がゆるしを引き出すことは多くの先行研究で示されているが、罰とゆるし、介入しないことを切り分ける本研究のパラダイムでも、参加児が謝罪という社会的手がかりを考慮して介入選択をしていることが示された。さらに本研究では各介入行動を選択した理由についても参加児に尋ねていたが、罰を選択した理由としては違反行為について言及することが多く、ゆるしを選択した理由としては謝罪の有無について、さらに介入なしを選択した場合は介入にかかるコストについて言及することが多いことが示された。参加児は各介入選択の背景として異なる理由を述べていたことから、規範違反のどのような側面に注目するかにより、6歳児の介入行動が変化していたことが考えられる。

以降の研究としては本研究で作成した罰・ゆるし選択課題を用い、より幅広い年齢において規範違反に対する介入行動を検討することや、謝罪の有無以外のさまざまな社会的手がかり(e.g. 違反者の意図、反省の有無、違反の繰り返し)が介入行動の選択に及ぼす影響を検討することが考えられる。また参加児が第三者的な立場から規範違反に対して介入する場合だけではなく、自身が違反行為の影響を受けた場合にどのような行動を選択するかを調べることも、規範違反に対する介入行動の発達をより詳細に捉えることができるだろう。(比較発達心理学)